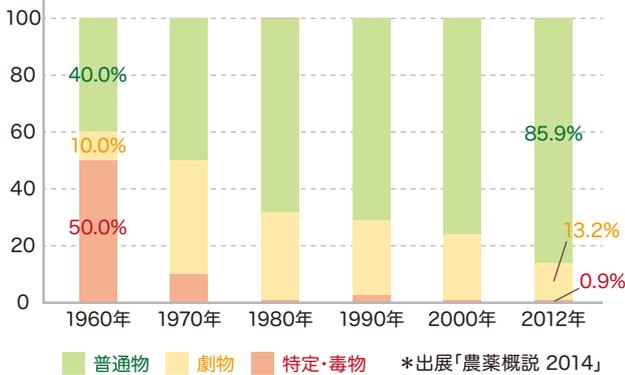




## 第9回

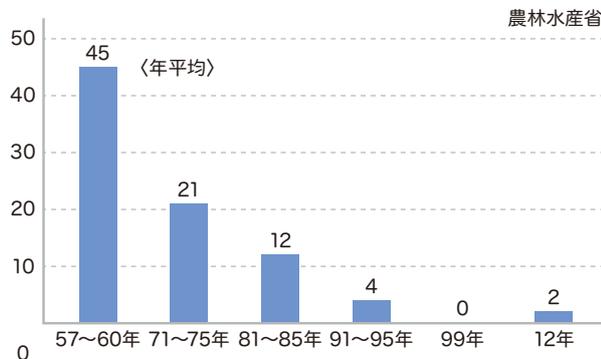
## 1. 農薬の急性毒性ランク別の生産割合推移



「毒物及び劇物取締法」により、化学物資は毒性の強い順に特定毒物、毒物、劇物がリスト化されています。本表の「普通物」とは毒・劇物に該当しないものを指します。

2013年9月時点の登録農薬4342件数の内、特定毒物は9件・毒物は10件です。

## 2. 農薬の使用に伴う死亡事故件数



農薬は間違っって使うと危険なものです。法律に従った適正使用が必要です。

## 3. より毒性の低い農薬へシフト

## (1) 戦後、毒性が強く、残留性が高い農薬が問題になりました。

戦後、化学合成農薬が登場し、収穫量の増大や農作業の効率化につながりました。しかし、これらの農薬の中には、人に対する毒性が強く、農薬使用中に事故が多発したもの、農作物に残留する性質が高いもの、土壌への残留性が高いものなどがありました。有機水銀剤やパラチオン、DDT・BHC、PCPなどです。

このような問題となった農薬は1970年前後には販売・使用禁止になり姿を消しました。

## (2) 1962年にアメリカで出版された「沈黙の春」(Silent Spring)の農薬批判は有名です。

「沈黙の春」は、DDTを始めとする農薬などの化学物質の危険性を鳥たちが鳴かなくなった春という出来事を通し訴えた作品で、その後の農薬の登録審査基準の厳格化や低毒性農薬の開発に大きな影響を与えたと言われています。日本でも吉佐和子著の小説「複合汚染」が1974年から75年にかけて、朝日新聞に連載され、生協などの消費者団体による抗議活動につながりました。

## (3) 抗議活動の影響を受けて、1971年に農薬取締法が大改正されました。

農薬の再登録時に、急性毒性だけでなく、長期の慢性毒性試験や環境生物への影響試験が求められるようになりました。

この改正を機に、より低毒性の農薬、選択性の高い(害虫や病原菌などにだけ効き、人などには影響の小さい)農薬、残留性の低い農薬へと、農薬の開発はシフトしてきました。

## (4) 生きた天敵を放す「天敵農薬」や微生物を活用した「微生物農薬」など、生物農薬の開発もすすんでいます。

「天敵農薬」の例： 害虫アブラムシ類を捕食するヤマトクサカゲロウ(幼虫)剤

「微生物農薬」の例： バチルスズブチリス菌(納豆菌の仲間)を作物に定着させて、後から付着する病原菌の生息場所をなくして、発病を抑える。



農薬とは関係ありませんが

「選択性」の例： タマネギに含まれる硫化アリル。人間は硫化アリルの消化酵素を持っており、タマネギを食べても問題ないが、硫化アリル分解酵素をもたない犬や猫にとっては有害。

